平成29年度

第5回大分県教育委員会 議事録

日 時 平成29年6月13日(火) 開会13時35分 閉会14時27分

場 所 教育委員室

平成29年度 第5回大分県教育委員会

【議事】

- (1)報告
 - ①平成29年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について
 - ②教員採用決定取消処分取消請求事件判決について
 - ③平成29年度地域の高校活性化支援事業について
 - ④平成29年度文化施設の主要行事について
- (2) その他

【内 容】

1 出席者

教育長

委 員	委員	林		浩	昭
	委員	岩	崎	哲	朗
	委員	松	田	順	子
	委員	首	藤	照	美
	委員	高	橋	幹	雄
	欠席委員なし				
事務局	理事兼教育次長	宮	迫	敏	郎
	教育次長	岩	武	茂	代
	教育次長	木	津	博	文
	参事監兼教育財務課長	森	﨑	純	次
	学校安全・安心支援課課長補佐	島	﨑	和	夫
	特別支援教育課課長補佐	木	村	文美枝	
	参事監兼文化課長	佐	藤	晃	洋
	教育改革・企画課長	能	見	駿一	一郎
	教育人事課長	法華津		敏	郎
	福利課長	中	村	均	子

工藤利明

米 持 武 彦

秀樹

直哉

晃 史

野

鶴

浦

姫

下

 \equiv

社会教育課長阿 南 典 久人権・同和教育課課長補佐阿 南 修 次体育保健課長井 上 倫 明屋内スポーツ施設建設推進室長山 上 啓 輔

教育改革・企画課主幹 教育改革・企画課主査

義務教育課長

高校教育課長

2 傍聴人 5 名

開会 · 点呼

(工藤教育長)

それでは、委員の出席確認をいたします。 本日は、全委員が出席です。

ただいまから平成29年度第5回教育委員会会議を開きます。

署名委員指名

(工藤教育長)

本日の議事録の署名委員でございますが、高橋委員にお願いしたいと 思います。

会期の決定

(工藤教育長)

本日の教育委員会会議はお手元の次第のとおりです。 会議の終了は14時25分を予定しています。 よろしくお願いします。

議事

【報告】

①平成29年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

(工藤教育長)

はじめに、報告第1号「平成29年第2回定例県議会議案に対する教

育委員会の意見について」能見教育改革・企画課長から報告いたします。

(能見教育改革・企画課長)

報告第1号「平成29年第2回定例県議会議案に対する教育委員会の 意見について」報告いたします。

3ページをご覧ください。

平成29年第2回定例県議会に上程された議案のうち、教育委員会関係分として、中ほどの議案名にある「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について」他4件の議案につきまして、地教行法第29条の規定により、知事から教育委員会の意見を求められました。

本来なら知事への回答にあたり、教育委員会で議決していただくところですが、日程の都合上、協議できませんでしたので、「大分県教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則」第3条第1項に基づき教育長が臨時代理として処分しました。

資料2ページのとおり異議のない旨回答しましたので、同条第2項に 基づき、本委員会に報告いたします。

議案の内容等につきましては、担当課長が順次説明いたしますので、 よろしくお願いします。

(森崎参事監兼教育財務課長)

18ページをお開きください。

第64号議案「行政手続における特定の個人を識別するための番号の 利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改 正」についてご説明します。

「1 改正理由」をご覧ください。本年4月に成立した第七次地方分権一括法により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が一部改正され、国の情報提供ネットワークシステムを活用し、特別支援学校への就学に必要な経費の支弁に関する事務において、生活保護関係情報の情報連携が可能となりました。

今回の条例改正は、この法改正を受け、教育委員会が知事の保有する 生活保護関係情報を、国のネットワークシステムを介さずに直接入手で きるようにするためのものです。

具体的な改正内容については19ページ「2 改正内容」に改正後の 別表(案)を記載しています。先ほど改正理由で述べた内容を表に落と したものでございますので、ご覧ください。

「3 施行期日」については、条例の公布の日としています。 以上でございます。

(能見教育改革・企画課長)

20ページをお開きください。

第65号議案「大分県個人情報保護条例の一部改正について」ご説明 します。

「1 改正趣旨」をご覧ください。2つ目の●ですが、この度、国民が対象となる「個人情報保護法」及び国の機関が対象となる「行政機関個人情報保護法」が改正され、平成29年5月30日に施行されました。この改正で、個人情報の定義につきまして、マイナンバー等の個人識別符号が個人情報であることなど、定義の明確化が行われました。これは、パーソナルデータを含むビッグデータの利用が拡大する中において、保護すべき対象を明確にすることで、個人情報保護を図ることを目的とするものでございます。

次に、「2 改正概要」をご覧ください。

(1)の個人情報の定義の明確化についてですが、現行条例におきましては、個人情報を「生存する個人に関する情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」と定義しております。

その中で、「その他の記述等」の内容が明確ではなかったことから、 資料にありますように「文書、図画に記載されたもの、電磁的記録により記録されたもの、音声、動作その他の方法で表された一切の事項」を カッコ書きで明記することにより、「その他の記述等」の内容を明確化 するものです。

また、現行の定義規定では、個人番号等の個人識別符号が個人情報であることが不明確であるため、個人情報の定義に個人識別符号を新たに追加します。

いずれも法改正に準じたものでございます。

- (2)の関係条例の整備についてですが、個人情報保護条例の改正に あわせて情報公開条例を改正するなど、関係条例の整備を行います。
 - 「3 施行期日」は公布の日としております。

以上でございます。

(法華津教育人事課長)

21ページをお開きください。

第66号議案「職員の退職手当に関する条例の一部改正について」ご 説明します。

今回の条例改正は雇用保険法の一部改正に伴い、雇用保険制度に準じた「失業者の退職手当制度」について、規定の整備を行うものでございます。

「失業者の退職手当制度」は、雇用保険法が適用されない公務員の「退職時に支給された退職手当」が「雇用保険法の失業等給付相当額」に満

たず、かつ退職後に求職活動を行っている場合に、その差額分を「失業者の退職手当」として支給する制度でございます。

今回の改正内容は、職制の改廃等によって、免職になった等の特定退職者等について「雇用保険法における失業等給付相当額」の給付日数の延長と、『移転費』の支給対象の拡大を行うものでございます。

まず、(1)①の給付日数の延長につきましては、これまでの所定給付日数に加え、「災害による離職」や「就職が困難な地域に居住している」等の要件に該当する場合は、給付日数を延長することができるというものであります。

また、②のリーマンショック時に創設した暫定的な給付日数の延長制度を終了させ、新たに「雇用情勢が悪い地域に居住する者」の給付日数を延長する暫定措置を5年間実施するというものであります。なお、大分県には該当する地域はありません。

次に(2)の『移転費』につきましては、公共職業安定所の紹介でないと支給されなかった住所又は居所を変更するのに必要な交通費や移転費用を、地方自治体が特定地方公共団体として行う職業紹介等についても支給対象とするものであります。

施行期日は、公布日、ただし、『移転費』の支給対象の拡大について は平成30年1月1日としております。以上でございます。

次に22ページをお開きください。

第75号議案「大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について」ご説明します。

1の「改正の内容」にありますとおり、平成29年5月1日を基準日とする学校基本調査の結果、児童・生徒数が確定したことに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数が変動したので改正を行うものでございます。

2の「増減の内訳」をご覧ください。

県立学校職員につきまして、高等学校では、定員減に伴う法定数の減等により16人の減、特別支援学校では、学級数の増等により32人の増で、合計16人の増となっています。

市町村立学校職員につきまして、小学校では、統廃合に伴う法定数の減等により50人の減、中学校では、県単定数の減等により1人の減、合計51人の減となっています。

以上でございます。

(森崎参事監兼教育財務課長)

11ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行った「第2号報告平成28年度大分県一般会計補正予算(第7号)」について、

教育委員会所管分をご説明します。

16ページをご覧ください。

第10款「教育費」は、平成28年度の教職員等教育関係者に係る退職手当が確定したことと、旧緒方工業高校の土地・建物を豊後大野市に売却し、その売却金を減債基金及び県有施設整備基金に積み立てたことによるものです

25ページをお開きください。

この表は、平成28年度の退職手当の状況をまとめたものです。

今回確定しました退職者数の内訳は、表の中ほど、「所要額(B)」の「人数」の列の一番下の「合計」欄にありますとおり、定年退職304人、早期退職107人、自己都合による退職29人の、あわせて440人となっており、これは、3月補正時の見込みを29人下回るものであります。

これにより、退職手当は、一番右側の列、「補正額 (B) - (A)」の「金額」の列の一番下の「合計」欄にありますとおり、6億2, 857万4千円の減額となっています。

続いて、26ページをご覧ください。

これは、旧緒方工業高校の売却の状況をまとめたものです。

資料中ほどの「2 売却の経緯」にありますとおり、県立緒方工業高校跡地を、教育施設及び支所・公民館の建替え用地等として利活用したい旨の「払下申請書」が豊後大野市から提出され、公共的な利用を目的としたものでありましたことから、豊後大野市へ譲渡することとしたものです。

その下「3 売買契約」にありますとおり、平成29年3月16日に譲渡額4,693万5,077円で売買契約を締結し、その後、3月31日に豊後大野市からの振込みがありましたので、資料上段にありますとおり、売却代金4,693万5千円を土地売払収入として収納するとともに、同額を県有施設整備基金及び減債基金に積み立てたものです。

以上、退職手当の減額と基金積立金の増額を合計いたしますと、5億8,163万9千円の減額となり、これを教育費から減額しております。 以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある 方はお願いします。

(林職務代理者)

先ほど退職手当の状況について説明がございましたが、早期退職された方は、その後どういうところで活躍されようとしているのか把握していますか。

(法華津教育人事課長)

早期退職者の内訳として、約半数が50歳以上です。

退職事由としては、本人の健康上、家族の介護という理由が約7割となっております。一方、モチベーションが低下したということで早期退職する職員が1割です。その他、転職、進学、研究ということで早期退職する職員が約1割という状況です。

(林職務代理者)

新採用職員の採用倍率が下がっている中で、ベテラン教員のモチベーションが低下し退職されているということは非常に気になります。いろいろ対策をとられていると思いますが、子ども達のために頑張ってほしいと思っています。何かモチベーションを上げるような取組等を行っていますか。

(法華津教育人事課長)

特に女性職員の早期退職が多いため、一昨年度策定をいたしました大分県女性職員活躍推進行動計画を踏まえまして、女性の学校経営参画の促進に向け、校内の主要ポストを経験させる中長期的な人材育成やワーク・ライフ・バランスのさらなる推進、業務の効率化等、女性が活躍できる職場環境を整備していきたいと考えています。

(松田委員)

個人情報保護条例の一部改正に関連してですが、同窓会誌をどこの学校も出していますが、時々この同窓会誌が悪用されることがあります。

同窓会誌の発行は任意団体の活動ですので、学校を指導することには ならないと思いますが、何らかの対策がいるのではないかと思います。 この同窓会誌については何か対策を取られているのでしょうか。

(岩崎委員)

今回の個人情報保護条例の改正は、国の個人情報保護法や行政機関個人情報保護法の改正に則ったものです。

同窓会誌の問題は、同窓会が同窓会会員等から同窓会名簿作成の目的で個人情報を取得する際に、この個人情報の利用目的をどのように設定しているかという問題です。例えば、電話番号や住所といった個人情報を取得し同窓会名簿や同窓会誌に記載する場合に、それを同窓会会員に配布するのであれば、そのことを明記して、本人の同意を得ておれば、そのような同窓会誌・同窓会名簿を作成、配布することはできます。

配布された同窓会名簿を第三者が金銭等を支払って取得して商売等に利用することや、詐欺等に使われ悪用されることもあり得るということ

がよく議論されています。

(林職務代理者)

同窓会誌には他の目的に使ってはならないと明記しているのですか。 その上で使えば使った人の罪になるということでしょうか。

(岩崎委員)

罪になるというか、同窓会の名簿を同窓会等の連絡目的外に使った場合、その濫用についてどう対処するかという問題です。個人情報を勝手に流されたということで、それを管理する方に対して苦情を言うのか、あるいは使った方に対して何らかの法的対処をするのかということになり、差し止めや損害賠償請求のような問題が出てきます。

(高橋委員)

先ほどのベテラン教員のモチベーションが下がるという内容に関連しますが、モチベーションが下がる理由というのは、例えば父母の介護等の様々な問題が含まれているのでしょうか。私は優秀な先生が再任用等になり、後進の育成等をしていただけると大分県の教育のレベルを保っていけるのではないかと思いますが、モチベーションの低下について、どのような原因があるのか教えていただきたいです。

(法華津教育人事課長)

モチベーション低下の原因の具体については詳細に把握できておりませんが、両親又は親族の介護等で退職を余儀なくされる方が約3割おります。

(高橋委員)

3割もいるのですか。

(法華津教育人事課長)

はい、そういう状況でございます。制度として介護休暇でありますとか、そういったものを分割して取得できる体制もあります。しかしながら長期間になりますと、既存の休暇では対応できないということで退職を選択している状況もあります。

(松田委員)

学校訪問で最近は女性管理職の受験者が少ないという話を聞きました。女性の先生方にどんどん管理職試験を受けて、女性の立場から学校を活性化できたら良いねと伝えると、親の介護があるとおっしゃられておりました。

また、管理職でなければ休みを取りやすいが、管理職になると取りに くいという話をしていました。女性の参画に向けて県でも配慮していま すが、現場の女性の先生の意識、休暇取得の仕方について悩んでいるよ うでした。

(工藤教育長)

辞める理由として様々な原因がありますが、介護についても様々な制度を活用して長期的にカバーしているところです。スキルの高い方はできるだけ長く勤務してもらいたいと思っています。我々もいろいろな知恵を出しながら対応していきたいと思います。

②教員採用決定取消処分取消請求事件判決について

(工藤教育長)

続いて、報告第2号「教員採用決定取消処分取消請求事件判決について」法華津教育人事課長から報告いたします。

(法華津教育人事課長)

報告第2号「教員採用決定取消処分取消請求事件判決について」、去る6月5日に取消訴訟控訴審判決がありましたので報告いたします。

「1当事者」「2事件名」については、お手元の資料のとおりです。 原告側の訴えの内容は、「3事件の概要」(1)のとおり、①教育委員 会が行った採用決定取消処分の取消しを求めるとともに、②精神的苦痛 に対する慰謝料等として770万円を支払えというものです。

(2)にありますように、第一審判決(平成28年1月14日)は、本件採用決定の違法性を認め、本件取消処分は適法であることから、原告の取消処分の取消し請求を棄却するとともに、慰謝料等として400万円の支払いを命じるというものでありました。

これを受け、原告側が控訴を行い、県におきましても、取消処分に至る一連の県の主張が認められているものの、高額な慰謝料等が認定されていることから、教育委員会での協議を踏まえ、上級審の判断を求め控訴を行ったところです。

四角囲いが、今回の第二審(控訴審)判決ですが、主文①のとおり「本件各控訴をいずれも棄却する。」との判決がなされ、取消処分に係る県の主張が控訴審においても認められた一方、損害賠償に係る県の控訴は退けられました。

判決理由ですが、まず①「採用の違法性」については、本件採用処分は、大幅に改ざんされた点数に基づいて行われたものであり、事実の基礎を欠く違法なもので、瑕疵があるというべき、また、一審原告が大分

大学元教授の勉強会に所属していたために行われた点数の改ざんに基づくものであるから、情実による採用に当たるというべきであり、「本件採用は違法」と判断されました。

また、②「取消処分の適法性」についても、本件採用処分を維持することによる公益上の不利益は、本件取消処分により一審原告が被る不利益と比較しても重大であり、本件採用処分を維持することは公共の福祉の観点に照らし、著しく相当性を欠くものといわざるを得ないと判断され、「取消処分は適法」と判断されました。

一方、③「国家賠償」につきましては、本件取消処分は適法であるが、本件採用処分については、公務員の故意又は過失による地方公務員法15条に反する違法な行政処分といえるから、国家賠償法に基づく損害賠償が請求ができるとの判断がされたところです。

国家賠償について、県は、他の裁判例や訴訟外で和解した他の受験者との均衡等からも、350万円の慰謝料は高額であることを主張しましたが、他の裁判例とは事案が異なっており、他の受験者とも一審原告が置かれた状況は異なるとして、当方の主張は退けられました。

なお、一審原告は既に判決のあった6月5日に、上告を行う意向を表明しています。報告は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある 方はお願いします。

(林職務代理者)

この判決を受けて、今後我々も議論していくことになりますが、今後 具体的にどうなっていきますか。

(法華津教育人事課長)

行政処分につきましては、処分を行った教育委員会が対応することになりますが、採用取消処分は適法であるということが高裁でも認められているので、教育委員会としては、上告する理由はないと考えています。

一方、国家賠償につきましては、権限を有するのは知事でありますけれど、これまでも教育委員会の意見を踏まえて対応いただいています。 今回の判決につきましても、教育委員会としての意見を伝えて、対応していただくことになるものと考えています。

(岩崎委員)

今回の判決は、教育委員会による取消処分について適法であると判断しています。この点については、我々大分県教育委員会としては高裁が適切な判断をしてくれたと思います。問題となるのは国家賠償法に基づ

く損害賠償についての判断内容です。採用段階で点数のかさ上げがなされたことについて、県教委職員の故意による違法行為が認定されて国家賠償による慰謝料が認められている点については、これを上告して争えるかというと、事実関係については上告審では争えませんので難しいと思います。県教育委員会としては、現段階では国家賠償の問題については判断を留保して、しばらく状況を見守って対応を考えるということでいいのではないかと私は考えます。

(工藤教育長)

上告期限もありますので、教育委員会としては相手方の動向、また別事件への影響等も慎重に検討して今後考えていきたいと思います。

くしくも明日でこの事件発覚から丸9年が過ぎようという状況になりますので一言申し上げたいと思います。

9年前の事件を契機として、我々教育委員会として一貫して追求してきたことであります。「教育県大分」創造プラン 2016 にも謳っておりますけれども、全ての子どもたちに力と意欲を身につけさせる。そのために教育委員会、学校現場はどうあるべきか。これについて真剣に考えて取り組んできたところであります。この流れを更に強めることはあっても、変えることは絶対ないと思っております。

学校が校長を中心に組織として力を発揮していくということで、まさに「チーム学校」として機能させていく必要があると考えています。学力・体力の向上、いじめ・不登校の低減・解消、また、インクルーシブ教育・特別支援教育の充実、差別解消・人権教育の充実、さらには幼児教育の取組等々、課題はありますが、これらについては、組織として、「チーム学校」としての力をより発揮してもらえるように我々も力を尽くす必要があると考えております。

また、この事件の契機となりました試験制度についてもこの10年の中で、いろいろと選抜のやり方等も変更してきましたけれども、公正・公平、透明性、これは全く変えておりません。これをしっかり担保していくこと、これを絶対曲げてはいけないと思っております。制度はいろんな形で状況に合わせて取り組む必要はもちろんありますけれども、今申し上げました、この3つの点についてはしっかり守っていく必要があると思っております。

ちなみに採用試験の出願状況は、まだ確定しておりませんけれども、 昨年よりは上向いてきている状況です。応募の仕方等も電子申請もでき るようにしていますし、しっかり、こっちの方に目を向けてもらう必要 もあると思っております。

さらには、この10年の間で教育委員会制度も大きく変わってまいりました。教育大綱の策定、そして知事部局との連携強化が言われており

ますけれども、我々は教育委員会としてしっかり協議を重ねて、現場の ため、子どもたちのために頑張っていく必要があると思っておりますの で、また皆様方の協力をよろしくお願いします。

それでは、次の報告に移ります。

③平成29年度地域の高校活性化支援事業について

(工藤教育長)

次に、報告第3号「平成29年度地域の高校活性化支援事業について」 姫野高校教育課長から報告いたします。

(姫野高校教育課長)

報告第3号「平成29年度地域の高校活性化支援事業について」、昨年度の成果及び今年度の取組についてご報告します。

1ページをご覧ください。

まず「事業のねらい」ですが、今後の中学校卒業者数の激減を見据え魅力・特色ある学校づくりを行うため、地域と連携し意欲的に取り組む学校を平成28年度に11校採択し、標記事業に取り組んできました。各校独自の取組を進めた結果、「事業1年目の成果」に記載しているように定員が充足した学校4校を含め、7校で受験者数を増やすことができました。

由布高校では、県内唯一の観光コースを持ち、第2外国語で中国語、韓国語を学ぶことを台湾公演等で紹介する取組を行っています。耶馬溪校では、新しく生活福祉コースを設置し、長期インターンシップ等を行っています。また、学校に地域人材を延べ58名、昨年度に比べてプラス56名来ていただいて、郷土芸能等の行事を一緒に行う取組をしています。竹田高校につきましては、1年生全員でAPUの語学研修を行い、英検等に成果が出ました。

次に「成果を上げた要因」ですが、1点目は独自の新しい取組によりコースの特色を明確に打ち出すことができたという点。2点目は積極的に地域住民と交流し、生徒の活動の姿を見てもらいながら学校のイメージアップを果たすことができたという点。3点目は生徒の実践的英語力の伸張等のスキルアップが図れたという点。4点目は、地元の小中学校での学習サポート体験を生徒自身の学習意欲向上につなげた点。そして5点目は地元自治体や教育委員会との連携を強化して地域による学校サポート体制を確立できたことが要因と考えております。

4校では受験者数の増加につなげることができませんでしたが、この成果を上げた要因を踏まえて、2年目は取組の改善を行っていきたいと考えております。

2ページをご覧ください。昨年度に採択された I 期校 1 1 校の 2 年目

の主な取組、さらにその下には今年度新たに採択したⅡ期校 5 校の主な 取組をまとめています。

Ⅱ期校5校については、総合選択制を活かして学科間の垣根を越えた協働的な取組、地域の中学校や特別支援学校との連携による商品開発、また1年生からの徹底した公務員受験指導など、各学校の特色を明確に打ち出しながら、地域・小中学校・自治体や企業等との連携を進め、地域に信頼され中学生に選ばれる魅力・特色ある学校づくりを行っていきたいと考えています。報告は以上でございます。

(工藤教育長)

ただ今説明のありました報告につきまして、ご質問・ご意見等のある 方はお願いします。

(松田委員)

中学校の校長先生から、最近、高校の校長先生や先生が中学校とよく 連携を取られるようになったという話を聞きました。高校もいろいろと 素晴らしい取組をされていて、地域に溶け込んだり、あるいは早い時期 から学校に足を運んで地域の中学校と非常に連携をとっている状況が、 成果として表れているのではないでしょうか。

(林職務代理者)

国東高校のメディカリスト養成を目指した取組では具体的にどのよう なことをされているのですか。

(姫野高校教育課長)

地域の中学校の希望者と高校の将来医学部医学科を目指す生徒が、国 東市の病院にインターンシップに行き、様々な体験を行いました。中学 校から7名が参加しましたが、その生徒たちは全員国東高校に入学しま した。国東高校では、将来地域医療に従事する人材の育成を目指してお り、それを特色として盛り上げていきたいと考えています。

(首藤委員)

「取組と成果の具体例」について、耶馬溪校では受験者が大幅増となり、コースの特色を活かした進路決定67%、昨年度より38ポイントも上がったということですが、どのようなことを行ったのか教えてください。

(姫野高校教育課長)

生活福祉コースと情報会計コースを新たに設置し、2・3年生はインターンシップを地域の介護、保健施設等で行いました。耶馬溪校では介

護職員初任者研修の資格が取れますので、その資格によって3名が介護系の職に進むなど14名の生徒がコースの特性を活かして進学・就職を果たしたところです。

(首藤委員)

こういう良い例を他の学校に広めて、定員が大幅に不足している学校でも積極的な解決策を考えていけば、まだまだ望みはあると思っています。

(松田委員)

先ほどの関連です。中津市では、平成29年4月から保育士不足の解決に向けて、市内の保育園に就職すれば、就学中に受けた奨学金の返還を補助するという取組を行っています。今、保育や福祉を目指す人材が少ないので、各市町村の首長が戦略として、保育士確保のために大学や高校とつながろうとしています。大分県社会福祉協議会の修学資金貸付制度ではさらに補助金額が大きく、平成29年4月以降に指定保育士養成施設に入学した生徒を対象に、卒業後に県内の保育園や幼稚園に就職して一定の条件を満たせば貸付金の全額が返金免除になると聞いています。どこも目玉となる制度を作りながら保育士不足の対策に早くから取り組んでいます。県や市町村のトップである首長が特に戦略として取り組んでいるというのは大きいと思います。

保育園は、今までは短大の保育士コースに就職依頼に行っていましたが、今では高校に行き、保育士になりたかったら県内の大学・短大に行って地元に就職しなさいと勧めています。耶馬溪校についても、このような制度を考慮に入れた進路指導ができればよいと思います。

④平成29年度文化施設の主要行事について

(工藤教育長)

次に、報告第4号「平成29年度文化施設の主要行事について」佐藤 参事監兼文化課長から報告いたします。

(佐藤参事監兼文化課長)

報告第4号「平成29年度文化施設の主要行事について」報告いたします。

まず。お手元の資料1ページ「歴史博物館の展示・催し物のご案内」 の左側「特別展・企画展」欄をご覧ください。

現在は、企画展「れきはくコレクション2017」と題して、歴史博物館が近年収蔵してまだ公開していない資料を中心に、考古・歴史・美術・民俗・保存科学の視点から約40点の資料を紹介しています。

そして、10月から開催される特別展が、左側中央にあります「開山 1300年記念 聖なる山一六郷満山と仁聞一」です。

六郷満山寺院は、養老2年(718)、仁聞によって開かれたと伝えられ、平成30年に開山1300年を迎えることになります。仁聞は八幡神の化身ともいわれ、六郷満山寺院にとって「理想の行者像」であり、六郷満山としてまとまるためになくてはならない存在だったといえます。この特別展では、「仁聞」の伝承を柱として、六郷満山の成立と展開、宇佐国東の文化とその広がりを紹介します。展示資料は、六郷満山ゆかりの文化財はもちろん、京都の石清水八幡宮の重要文化財「石清水八幡宮文書」から仁聞の由緒が記された「仁聞菩薩朝記」(宮寺縁事抄)などもお借りする予定です。

なお、九州国立博物館との共催であり、九州国立博物館においても秋 に六郷満山をテーマとした展覧会を開催します。両館が連携し、相互に 協力することにより、双方の展覧会をより充実したものにしていきます。 続きまして、先哲史料館の企画展についてご説明いたします。

2ページ、「年間事業のご案内」の左側の「展示」欄をご覧ください。 現在は2段目の「新収蔵史料展」を開催中です。毎年数千点の史料の寄贈・寄託がありますが、昨年度受け入れたものの中から62点を紹介しています。併せて、日本遺産認定を記念して、24点の資料により「記録と写真が語る山水絵巻ーやばけい遊覧ー」の展示を行っています。

8月後半からは、マレガ・プロジェクトと関連した企画として、竹田 市において豊後キリシタンを紹介する巡回展を計画しています。

そして、10月からは、秋季企画展「ふるさとの歴史を紡ぐもの」を 開催します。長い歴史のなかで生まれ、今日まで伝えられてきた県内の 資料やその保全のための取組などを紹介するとともに、伝統的な保存・ 修復技術についてお伝えします。主な展示史料は、東京大学史料編纂所 所蔵の佐田文書です。この史料は、鎌倉時代から戦国時代まで宇佐にい た佐田氏に関する文書群で、400年ぶりの里帰りとなります。大内氏 や大友氏をはじめ、戦国時代までの大名の書状をまとまった形でご覧い ただける貴重な機会と考えております。

続きまして、埋蔵文化財センターの企画展についてご説明いたします。 埋文センターは、おかげを持ちまして、5月28日に開館1か月あまりで来館者5000人を達成することができました。現在は、一部の展示替えを行った開館記念展「大友氏の栄華」を6月25日まで開催しております。

3ページから4ページのチラシをご覧下さい。7月から弥生時代の倭国大乱から明治時代の西南戦争までの戦争の歴史を考古資料でたどる企画展「戦争の考古学」を開催します。ミニ企画展では「古墳の考古学」と題し、杵築・別府両市教育委員会と連携し、新たに国史跡に指定された杵築市の「小熊山古墳・御塔山古墳」と別府市の「鬼ノ岩屋・実相寺古

墳群」の出土品の展示を行います。また、県内初公開となる杵築市の重 光古墳出土の青銅鏡等の遺物も展示します。

説明は以上ですが、多くの皆様がふるさとの歴史に興味・関心をもち、 施設に足を運んでいただけるよう、今後も内容の充実は勿論、広報等に も努めてまいります。報告は以上です。

(工藤教育長)

ただいま説明のありました報告についてご意見・ご質問のある方はお 願いします。

(林職務代理者)

広報はとても重要です。それぞれの施設は例えばツアーを企画することが可能なほど価値があります。観光資源としても重要だと思います。

(佐藤参事監兼文化課長)

地域のいろいろな行事と併せて展示を見ていただくなど、3館の特長 を生かしながら取組を考えていきたいと思います。

(高橋委員)

大政奉還150年の節目でもあるので、この機会に観光とのマッチングを検討することは重要だと考えます。また、利用者の増加も見据え、休日は18時まで開館するなど考えていくことも大事だと思います。

(松田委員)

先日の九州地方教育委員協議会において、鹿児島県の教育委員さんは、 大分県は歴史や考古学などが飽きないよう工夫されており参考になると 言われていました。歴史博物館の企画展では九州国立博物館と連携され るようですが、併せて他県へのPRを行うことも重要ではないでしょう か。

(高橋委員)

近隣の小中学校の児童生徒の見学は頻繁にありますか。施設の収蔵品は地元の歴史の集大成でもあるので、見学することは子どもたちが大分の歴史を理解するよい機会だと考えます。

(佐藤参事監兼文化課長)

小中学校に限らず高校も含めて学校行事などで見学に来ていただいています。 さらに増やしていきたいと考えています。

(松田委員)

歴史博物館は休日に体験学習を実施しています。授業とタイアップしているので小学生も来ているようです。公開講座なども実施しておりますし、もっと多くの方々が来館されることを期待しています。

(工藤教育長)

それでは、最後にその他、何かございますか。

ないようですので、これで平成29年度第5回教育委員会会議を閉会します。

お疲れ様でした。